

新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるため、期日前投票をお勧めします。
投票日直前の金曜日および土曜日は混みあうことが予想されますので、なるべく早めに投票をお済ませください。



投票場所とは？

投票区は次のとおりです。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

投票区	投票所	投票区の区域（行政区）
第1投票区	湯のまち公民館	舟津温泉、二面温泉、田中温泉、東温泉、西温泉、舟津、田中々、堀江十楽、布目
第2投票区	農業者トレーニングセンター	二面、牛山、松影、国影、新成、井江葭、横垣、宮王、桜、重義、番田
第3投票区	轟木新田ふれあいセンター	轟木、新田
第4投票区	本荘公民館	谷畠、上番、根上り、仏徳寺、翠明、光明、御鷹、中番、下番、玉木
第5投票区	新郷小学校	河間、河水苑、宮前公文、北本堂、角屋、中浜
第6投票区	北潟公民館	北潟東、北潟西、赤尾、富津
第7投票区	波松小学校（職員室）	波松、城、城新田、番堂野、十三
第8投票区	吉崎公民館	浜坂、吉崎1、吉崎2
第9投票区	湖東会館	坂口、蓮ヶ浦、細呂木、橋屋、樋山
第10投票区	細呂木公民館	滝、青ノ木、宮谷、指中、沢、細呂木駅前
第11投票区	名泉郷会館	熊坂、下金屋、畝市野々、牛ノ谷、名泉郷
第12投票区	坪江公民館	中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、笹岡、上野
第13投票区	剣岳公民館	東山、後山、清滝、鎌谷、梶、権世、権世市野々
第14投票区	伊井公民館	伊井、古屋石塚、桑原、清間、矢地、菅野、南稲越、河原井手、池口
第15投票区	さくらセンター	清王、山西方寺、柿原、山十楽、嫁威、日の出
第16投票区	金津小学校	旭、新富、天王、水口、十日、脇出、上八日、八日、下八日、坂ノ下、稻荷山、千束、春日、中央、向ヶ丘、若葉台、桜ヶ丘、山室、高塚、新みどり
第17投票区	中央公民館	東善寺、新、古、東、六日、新用、馬場、榛ノ木原、北稲越

※ 第7投票区については、職員室が投票所となりますので、ご注意ください。

「三ない運動」

みんなで守って明るい選挙

お金のかからない政治・選挙のため、寄附禁止のルールを守り、明るい選挙を実現しましょう！

- 贈らない
……政治家や候補者などが贈らない
- 求めない
……政治家や候補者などに求めない
- 受けとらない
……政治家や候補者などから受けとらない



期日前投票立会人を募集します

- 期 間** 期日前投票期間（令和4年1月17日～22日）のうち、希望する日
時 間 8時30分～20時
と ころ あわらし役所、あわらし保健センター
対 象 あわらし市の選挙人名簿に登録されている人
報 酬 日額9,600円（交通費は支給されません）
定 員 24人以内（各期日前投票所とも1日につき2人）
 ※ 定員を超える場合は、抽選となります。
- 申込み** 【期限】12月24日（金）
 申込書は、市ホームページからダウンロードできるほか、総務課に備え付けてあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
 あわらし選挙管理委員会（総務課内） ☎ 73-8004

期日前投票に合わせ、夜間・休日もマイナンバーカードの申請を受け付けます

と き 1月20日（木）、21日（金） 8時30分～20時
 22日（土） 8時30分～17時15分

と ころ 市役所市民課、市民課芦原分室

持ち物 運転免許証、保険証、通知カード（マイナンバーが書かれた紙のカード） など



あわらの未来を決めに行こう

あわらし市長選挙

選挙は、あなたの声を市政に生かす大切な機会です。
必ず投票しましょう。

令和4年
1月23日（日）
午前7時～午後8時

問合せ あわらし選挙管理委員会 ☎ 73-8004

投票できる人は？

今回の選挙で投票できるのは、次の2つの要件を満たす人です。

- ① 年齢：日本国民で、投票日当日満18歳以上の人
- ② 住所：選挙人名簿の登録基準日（公示日の前日）において、引き続き3カ月以上あわらし市内に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、出産の予定などで投票所に行くことができない場合や新型コロナウイルス感染症対策を理由として、期日前投票をすることができます。

期 間 1月17日（月）～22日（土）
投票時間 8時30分～20時

場 所 あわらし役所、あわらし保健センター

持ち物 投票所入場券

※ 投票所入場券の裏面に、期日前投票時に記入する宣誓書を掲載しています。あらかじめ必要事項を記入して持参すると、スムーズに投票ができます。

不在者投票

次の場合は、不在者投票が利用できます。受付期間は期日前投票と同じですが、投票日までにあわらし選挙管理委員会に到着しないと、投票は無効となりますので、ご注意ください。

① 病院や施設で投票する場合

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所している人は、それぞれの病院や施設で、不在者投票をすることができます。各病院や施設にご確認ください。

② 滞在地の市区町村で投票する場合（あわらし市に住民登録している人のみ）

仕事などで、あわらし市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。

③ 郵便で投票する場合

次の人は、郵便による不在者投票ができます。ただし、アの人が投票する場合には、あらかじめ、市選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。詳しくは、あわらし選挙管理委員会にお問い合わせください。

ア 身体に重度の障害などがある人（このうち、手や視覚に障害があるため自分で記載できない人は、代理記載による不在者投票が可能）
イ 新型コロナウイルス感染症により宿泊療養施設に入居中の人

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、自宅などで事前に検温をし、マスクを着用の上、お越しく下さい。発熱や感染の疑いがある場合は、保健所や医師にご相談ください。